

## 加古川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支援の種類)

第2条 この要綱に基づく支援は、次のとおりとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条の後見開始の審判、同法第11条の保佐開始の審判、同法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判、同法第87条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判、同法第15条第1項の補助開始の審判、同法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判及び同法第87条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判の申立て(以下「申立て」という。)
- (2) 申立て並びに裁判所が判断能力の有無及び程度について判断するための鑑定に必要な手数料、登記印紙代等の申立てに要する費用(以下「申立てに要する費用」という。)の助成
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に要する費用の助成

### (申立て)

第3条 申立ては、市長が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行うものとする。

### 第4条 削除

### (申立ての対象者)

第5条 申立ての対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、配偶者若しくは2親等以内の親族(以下「配偶者等」という。)がいない者、配偶者等による虐待の事実がある者又は配偶者等が申立てを行う意思がない等の理由により配偶者等による申立てが期待できない者で、市長が本人の保護のために申立てを行うことを必要と認めるものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所を記録している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入所中の本市の被保険者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条に規定する介護給付費等又は第51条の5に規定する地域相談支援給付費等の支給決定を本市が行っている者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により生活保護の受給決定を受けている者（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けている者を含む。）で構成されている世帯に属する者（以下「生活保護受給者」という。）であり、本市が保護を決定し、かつ、実施した者
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により、本市が老人ホームへの入所措置を行った者
- (6) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、申立てを行おうとする3親等又は4親等の親族の存在が明らかである者は、申立ての対象者としなない。

（申立て費用の負担）

第6条 申立て対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、申立てに要する費用は、市の負担とする。

- (1) 申立てに要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 生活保護受給者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、市があらかじめ支出し、申立てにより選任された成年後見人等に当該費用を請求するものとする。

（成年後見人等の報酬の助成）

第7条 成年後見人等の報酬に要する費用の助成を受けることができる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人（以下「被後見人等」という。）又は成年後見人等で、原則として市内に居住しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他市町村で現に同様の助成を受けている者は除く。

(1) 成年後見人等の報酬に要する費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

(2) 生活保護受給者

2 前項の助成内容は、成年後見人等の業務開始後に必要な報酬に要する費用とする。ただし、助成額は、予算に定める額を上限とし、次の各号に定める額のうちいずれか低い方の額とする。

(1) 家事事件手続法(平成23年法律第51号)別表第1第13項、第31項又は第50項に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した報酬の額から、被後見人等が負担できると市長が認めた額を控除した額

(2) 報酬付与の審判の際に成年後見人等が業務に従事したと認定された期間のうち、1月当たりの金額について、月の初日に被後見人等の居所が在宅である月にあつては28,000円、月の初日に被後見人等が施設等へ入所中の月にあつては18,000円を上限として計算した額。ただし、成年後見人等の就職日及び任務終了日が月の途中であつた場合は日割計算により計算した額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)

(助成の申請)

第8条 前条の助成を受けようとする者は、成年後見人等の報酬助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 財産目録の写し

(2) 収支目録の写し

(3) 成年後見人等が申請する場合、登記事項証明書

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ速やかに助成の可否を決定し、成年後見人等の報酬助成決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の申請)

第10条 前条の規定により助成の決定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 報酬助成決定通知書

- (2) 財産目録の写し
- (3) 収支目録の写し
- (4) 報酬付与の審判定定書の写し
- (5) 成年後見人等が申請する場合、登記事項証明書

2 前項に定める助成金申請は、報酬付与の審判により裁判所が報酬額を決定した日から2か月以内に申請をするものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、前条に定める交付申請があったときは、関係書類を審査の上、速やかに助成金の額を決定し、成年後見人等の報酬助成金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、成年後見人等の報酬助成金請求書(様式第5号)により助成金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに当該請求者に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加古川市成年後見審判申立審査会)

第14条 申立ての適否を審査するため、加古川市成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉部次長
- (2) 高齢者・地域福祉課長
- (3) 生活福祉課長
- (4) 障がい者支援課長
- (5) 介護保険課長

3 審査会の会長は、福祉部次長をもって充てる。

- 4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、高齢者・地域福祉課長がその職務を行う。

(審査会の議事)

第15条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審査に当たっては、対象者及び主治医その他の専門家の意見を聴くものとする。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、高齢者・地域福祉課において処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

成年後見人等の報酬助成申請書

年 月 日

加古川市長 様

【申請者（成年後見人等または成年被後見人等）】

住 所

氏 名

加古川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり成年後見人等の報酬に対する助成を申請します。

記

1 成年被後見（被保佐・被補助）人

住 所

氏 名

2 成年後見（保佐・補助）人

住 所

氏 名

3 添付書類

（1） 財産目録の写し

（2） 収支目録の写し

（3） 登記事項証明書（成年後見人等が申請する場合）

様

加古川市長

成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった加古川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づく成年後見人等の報酬に対する助成について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 助成を決定します

(1) 成年被後見（被保佐・被補助）人

住 所 :

氏 名 :

(2) 成年後見（保佐・補助）人

住 所 :

氏 名 :

(3) 助成金の額は、報酬付与の審判後に行う交付申請に基づき決定する。

(4) 成年被後見人等の資産状況、生活状況等に変化があった場合は、速やかに報告を行うこと。

2 申請を却下します

(1) 却下の理由



成年後見人等の報酬助成金交付申請書

加古川市長 様

【申請者（成年後見人等または成年被後見人等）】

住 所

氏 名

加古川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象額

円

2 助成交付申請額

円

3 添付書類

(1) 報酬助成決定通知書の写し

(2) 財産目録の写し

(3) 収支目録の写し

(4) 報酬付与の審判決定書の写し

(5) 成年後見人等が申請する場合にあっては、登記事項証明書

様式第4号（第11条関係）

第 号

年 月 日

成年後見人等の報酬助成金交付決定通知書

様

加古川市長

印

年 月 日付けで申請のあった加古川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づく成年後見人等の報酬助成金については、下記のとおり決定しましたので、同要綱第11条の規定により通知します。

記

助成金交付決定額

円

（注） 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第5号（第12条関係）

成年後見人等の報酬助成金請求書

年 月 日

加古川市長 様

【申請者（成年後見人等または成年被後見人等）】

住 所

氏 名

年 月 日付で交付決定のあった成年後見人等の報酬等に対する助成金について、加古川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

（請求金額） 金

円也

振替先

金融機関

預金種別

口座番号

口座名義人